

香芝市告示第186号

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を次のように定める。

令和7年9月8日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、香芝市（以下「市」という。）の公園、道路その他の公の施設における防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、犯罪の未然の防止を図るとともに、犯罪又は事故等の発生時における事実関係を明らかにするための体制を整備し、もって安全で安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公の施設 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項の公の施設（香芝市教育委員会の管理に属するものを除く。）をいう。
- (2) 防犯カメラ 前条の目的（以下「設置目的」という。）を達成するために市が公の施設に設置する常設の撮影装置で、レコーダー（撮影画像を記録し、及び取り出す機能を有するものをいう。以下同じ。）その他必要な関連機器で構成されるものをいう。
- (3) 撮影画像 防犯カメラにより撮影された画像情報であって、レコーダーに記録されたものをいう。

(管理責任者等)

第3条 防犯カメラの運用及び撮影画像の適正な管理を行うため、当該管理に係る責任者（以下「管理責任者」という。）を置く。

- 2 管理責任者は、当該公の施設を所管する部室の長をもってこれに充てる。
- 3 管理責任者は、防犯カメラ、モニター及び撮影画像の取扱いを行う担当者（以下この項において「取扱担当者」という。）を定めるものとし、取扱いに当たっては、次に掲げる者以外の者が従事してはならない。
 - (1) 管理責任者
 - (2) 取扱担当者
 - (3) 市長公室総合政策課及び文書法制課の職員
 - (4) 総務部管財課の職員
 - (5) 前3号に掲げる者の上席の者（課室の長及びこれに相当する職以上の職にある者に限る。）

(6) 前各号に定める者のほか、市長が指定する者

4 管理責任者は、防犯カメラ及び撮影画像を設置目的に照らして適切に取り扱うことができるよう、次の事項について必要な措置を講じる体制を整備するものとする。

(1) 表示される日及び時刻が実際と合致していること。

(2) レンズに汚れが付着していないなど防犯カメラが正常に作動していること。

(3) 必要が生じた時に撮影画像を迅速かつ適切に取り扱うことができること。
(設置等に係る措置)

第4条 管理責任者は、防犯カメラの設置等に当たり、設置目的を明確にするとともに、設置目的を達成するために、次の措置を講ずるものとする。

(1) 防犯カメラの撮影方向が目的の範囲を正しく捉えて設置されていること。

(2) 設置目的を明確に意識し、それに適するように設置されていること。

(3) 死角となる範囲が広くなり過ぎていないこと（屋外に設置する場合は、2.5メートルから4メートルまでの高さに設置するなど効果的な高さを検討すること。）。

(4) 民家の窓等が映り込む場合は、撮影の目的を達成するために必要最小限度の範囲とすること。

(5) 必要に応じて、撮影画像から被写体の大きさを簡易に測定することができるように撮影範囲に被写体の大きさ等を測定するための目印が分かりやすく設置されていること。

(6) 市長が別に定める仕様により、防犯カメラの設置箇所付近に防犯カメラを設置していることを表示すること（ただし、設置箇所又は撮影方向が公園、道路又は集会所である場合に限る。）。

2 管理責任者は、防犯カメラを設置し、又は撤去したときは、防犯カメラ等設置台帳（第1号様式）に必要な事項を記録し、及び保存するものとする。

（撮影画像の保存等）

第5条 撮影画像の保存期間は、録画を開始した日の翌日から起算して30日から180日までの間とする。ただし、機器の都合により、やむを得ない場合は、30日から1年以内の日までとすることができる。

2 前項の保存期間を経過した撮影画像は、速やかに消去し、又は新たな撮影画像を上書きするものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、第1項の保存期間を超えて撮影画像を保存しなければならない。ただし、必要がなくなったときは、速やかに消去し、又は新たな撮影画像を上書きするものとする。

- 4 撮影画像は、複製し、又は加工してはならない。ただし、次条第1項各号に該当することにより撮影画像を閲覧させ、又は提供する場合は、この限りでない。
- 5 管理責任者は、前各項に定めるもののほか、撮影画像及びレコーダーについて、流出、漏えい、盗難、紛失その他事故が生じないよう必要な措置を講ずるものとする。
- 6 管理責任者は、レコーダーを廃棄するときは、撮影画像の流出及び漏えい並びに撮影画像及びレコーダーの盗難、紛失等（次項において「撮影画像の流出等」という。）が生じないよう物理的に破壊した後に処分するものとする。
- 7 管理責任者は、撮影画像の流出等が発生したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

（撮影画像の閲覧及び提供の制限）

第6条 管理責任者は、次に掲げる場合を除き、第3条第3項各号に掲げる者以外の者に対して撮影画像を閲覧させ、又は提供してはならない。

- (1) 撮影画像により被撮影者を特定することができる場合であって、当該被撮影者（当該被撮影者が18歳未満である場合は、当該被撮影者及びその保護者。以下「本人」という。）の同意を得たとき。
- (2) 法令（条例を含む。以下同じ。）に基づく場合（第5号及び第6号の場合を除く。）
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (5) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者（司法警察職員及び検察官を除く。）が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
- (6) 司法警察員（警察官たる司法警察員については、国家公安委員会又は都道府県公安委員会が指定する警部以上の者に限る。）から捜査の目的により要請を受けた場合であって、当該捜査が表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由並びに公務員の正当な職務を妨げるおそれがないことが明らかであるとき。
- (7) 犯罪の被害者からその事実関係を明らかにするために要請を受けたとき。
- (8) 事故等の当事者からその原因の究明等の目的により要請を受けたとき。

- 2 管理責任者は、前項の規定により撮影画像を閲覧させ、又は提供する場合は、市長の承認を得なければならない。
- 3 第1項の規定により撮影画像を閲覧し、又は撮影画像の提供を受けようとする者（第5項において「閲覧等要請者」という。）は、香芝市防犯カメラ撮影画像閲覧等要請書（第2号様式）により管理責任者を経て市長に要請しなければならない。ただし、国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者からの要請については、他の様式によることができる。
- 4 市長は、第1項の規定により撮影画像を閲覧させ、又は提供する場合の判断に当たっては、同項第2号、第5号及び第6号の規定による場合は個人の正当な権利利益を侵害することがないように法令の趣旨、要請の理由及び提供の対象となる撮影画像の内容を総合的に考慮するものとし、同号の規定による場合は事案の重大性、捜査の必要性及び緊急性並びに提供の対象となる撮影画像の内容を総合的に考慮するものとする。ただし、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第218条第1項の裁判官の発する令状による場合は、この限りでない。
- 5 市長は、第3項の規定による要請を受けたときは、その内容を審査し、撮影画像を閲覧させ、又は提供することの可否を決定し、香芝市防犯カメラ撮影画像閲覧等決定通知書（第3号様式）により閲覧等要請者に通知するものとする。
- 6 管理責任者は、第1項の規定により撮影画像を閲覧させ、又は提供したときは、撮影画像閲覧等記録台帳（第4号様式）に記録するとともに、撮影画像閲覧等報告書（第5号様式）により市長に報告しなければならない。

（指定管理施設等の措置）

第7条 市長は、公の施設のうち、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその管理業務を委託するもの（以下「指定管理施設等」という。）における防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を、指定管理施設等に係る指定管理者又は管理業務の受託者（以下「指定管理者等」という。）に行わせるときは、協定、委託契約等により個人情報保護に関し十分な措置を講じさせるとともに、この要綱に基づいて運用することを義務付けるものとする。

- 2 前項の規定により防犯カメラの管理及び運用に関する事務の全部又は一部を、指定管理施設等に係る指定管理者等に行わせる場合は、管理責任者は、必要があると認めるときはいつでも当該指定管理施設等を実地に調査し、又は当該防犯カメラの管理及び運用の状況に関し、指定管理者等に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

防犯カメラ等設置台帳

公の施設の名称

1 防犯カメラ

[illegible]

2 レコーダー

[illegible]

第 2 号様式（第 6 条関係）

香芝市防犯カメラ撮影画像閲覧等要請書

年 月 日

香芝市長

所 在 地
名 称
代表者氏名
担当者氏名
電 話 番 号

撮影画像の閲覧等を受けたいので、次のとおり要請します。

閱 覧 等 の 別	☐ 閲覧 ☐ 提供
防 犯 カ メ ラ 番 号 又 は 設 置 場 所	
閱 覧 等 を 受 け よ う と す る 理 由	
撮 影 画 像 の 内 容	
要請する根拠となる条項	香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第 6 条 第 1 項第 号に該当 (法令)
提供を受けた撮影画像 の 管 理 方 法	

第 3 号様式（第 6 条関係）

第 年 月 号 日

様

香芝市長 印

香芝市防犯カメラ撮影画像閲覧等決定通知書

年 月 日付けで要請のあった防犯カメラ撮影画像の閲覧等については、次のとおり決定したので、香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第 6 条第 5 項の規定により、通知します。

決 定 の 内 容	☐ 可（香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第 6 条第 1 項第 号に該当） ☐ 否
閲 覧 等 の 別	
防 犯 カ メ ラ 番 号	
否 と し た 理 由	

第4号様式（第6条関係）

撮影画像閲覧等記録台帳

公の施設の名称

[illegible]

第5号様式（第6条関係）

撮影画像閲覧等報告書

年 月 日

香芝市長

管理責任者

香芝市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱第6条第1項の規定により撮影画像を閲覧させ、又は提供しましたので、同条第6項の規定により次のとおり報告します。

1 閲覧等年月日 年 月 日

2 閲覧等の相手方 所在地
名称
代表者氏名
担当者氏名

3 防犯カメラ番号

4 閲覧等の理由

5 撮影画像の内容